

衆議院 地方行政委員会 議 録 第 六 号

昭和六十三年四月十二日(火曜日)

午後三時五十一分開議

出席委員

委員長 松本 十郎君

理事 岡島 正之君 理事 片岡 清一君

理事 片岡 武司君 理事 渡海紀三朗君

理事 西田 司君 理事 山下八洲夫君

理事 草野 威君 理事 岡田 正勝君

理事 石橋 一弥君 金子 一義君

理事 北村 直人君 鈴木 恒夫君

理事 高橋 一郎君 中山 利生君

理事 松田 岩夫君 渡辺 省一君

理事 加藤 万吉君 佐藤 敬治君

理事 細谷 治嘉君 安田 修三君

理事 寺前 巖君

出席國務大臣

自治大臣 梶山 静六君

出席政府委員

自治大臣官房長 持永 堯民君

自治大臣官房総務審議官 小林 実君

自治省行政局公務員部長 芦尾 長司君

委員外の出席者

地方行政委員会調査室長 大嶋 孝君

四月六日
地方自治に関する請願(中沢健次君紹介)(第一一六八号)

同(経塚幸夫君紹介)(第一二六一号)
同(橋崎弥之助君紹介)(第一二六二号)
同(石井郁子君紹介)(第一二九七号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第一二九八号)
同(金子満広君紹介)(第一二九九号)

第一類第二号 地方行政委員会議録第六号 昭和六十三年四月十二日

(本号末尾に掲載)

同(経塚幸夫君紹介)(第一三〇〇号)
同(瀬長龜次郎君紹介)(第一三〇一号)
同(辻第一君紹介)(第一三〇二号)
同(藤田スミ君紹介)(第一三〇三号)
同(藤原ひろ子君紹介)(第一三〇四号)
留置施設法案の廃案に関する請願(経塚幸夫君紹介)(第一一六九号)
同(坂上富男君紹介)(第一二二九号)
同(児玉健次君紹介)(第一二五三三号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会申入れに関する件
公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)
昭和六十二年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)

○松本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び内閣提出、昭和六十二年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。梶山自治大臣。

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案
昭和六十二年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

○梶山國務大臣 ただいま議題となりました公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由と要旨を御説明申し上げます。

最近の地方公共団体等における土地需要に即応し、地域の秩序ある整備を推進するため、土地開発公社の業務範囲を拡大する等所要の措置を講ずる必要があります。

これが、この法律案を提出いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

まず、土地開発公社の業務範囲の拡大についてであります。新たに地方公共団体の要請を受けて実施する市街地開発事業等の用に供する土地の取得、管理及び処分を行うことができることとしたしております。

また、業務上の余裕金について、主務大臣の指定する有価証券の取得の方法により運用することができるといたしております。

その他、監督規定の整備をする等所要の改正を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、昭和六十二年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

この法律案は、地方公務員等共済組合法に基づく退職共済年金等につきまして、別途本国会において御審議をお願いしております児童扶養手当法等の一部を改正する法律案における厚生年金及び国民年金の改定措置に倣い、年金の額の改定の措置を講じようとするものであります。

その内容といたしましては、地方公務員等共済組合法に基づく退職共済年金等につきまして、昭和六十一年の消費者物価指数に対する昭和六十二年の消費者物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月分以後の年金の額を改定することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○松本委員長 以上で両案についての趣旨の説明は終わりました。

○松本委員長 この際、連合審査会開会申入れに関する件についてお諮りいたします。

社会労働委員会において審査中の内閣提出、国民健康保険法の一部を改正する法律案について、同委員会に対し連合審査会開会の申し入れを行いたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○松本委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

なお、連合審査会の開会日時は、社会労働委員長と協議の上決定いたしますが、明十三日午前十時から開会予定でありますので、御了承ください。

次回は、来る十四日木曜日委員会を開会することとし、理事会、委員会の開会時刻につきましては、公報をもつてお知らせいたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十五分散会

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案

改正する法律

公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第五号中「第八号第一項第十三号」を「第八号第一項第十四号」に改める。
第九条第一項第一号中「第四条第四項」を「第四条第五項」に改める。

第十条第一項中「土地の」を「土地等の」に、「行なわせる」を「行なう」に改める。
第十七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同項第一号中「ハ」を「ニ」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 都市計画法第四十七条に規定する市街地開発事業その他政令で定める事業の用に供する土地

第十七条に次の三項を加える。
3 土地開発公社は、第一項第一号ニに掲げる土地の取得については、地方公共団体の要請をまつて行うものとする。

4 土地開発公社は、その所有する土地を第一項第一号ニに掲げる土地として処分しようとするときは、関係地方公共団体に協議しなければならない。ただし、前項の要請に従つて処分する場合は、この限りでない。

5 第三項の要請及び前項の協議に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条第六項第一号中「又は地方債」を「地方債その他主務大臣の指定する有価証券」に改める。

第十九条第五項中「運営が法令の規定又は定款に違反している」を「健全な運営を確保するため必要がある」に改める。
附則第四条を次のように改める。

(第十七条第一項第一号ニに掲げる土地の取得を行う土地開発公社)

第四条 第十七条第一項第一号ニに掲げる土地の取得は、当分の間、都道府県が設立する土地開発公社及び主務大臣が指定する地方公共団体が設立する土地開発公社に限り行うことができる。

附則

附則第五条から第十三条までを削る。

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年九月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の四第四項第二号中「限る」を「限るものとし、土地開発公社に対する土地等の譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡を除く」に改める。

第三十一条の二第二項第二号中「認められるもの」の下に「土地開発公社に対する土地等の譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡を除く」を加える。

第三十四条の二第二項第一号中「事業」の下に「(政令で定める事業を除く)」を加える。

第六十三条第三項第二号中「限る」を「限るものとし、土地開発公社に対する土地等の譲渡である場合には、政令で定める土地等の譲渡を除く」に改める。

第六十五条の四第一項第一号中「事業」の下に「(政令で定める事業を除く)」を加える。

理由

最近における地方公共団体等の土地需要に即応し、かつ、地域の秩序ある整備を推進するため、土地開発公社の業務範囲を拡大する等所要の措置

を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十二年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案

昭和六十二年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律

昭和六十二年における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律(昭和六十二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

題名中「昭和六十二年」の下に「及び昭和六十三年度」を加える。

第一条の見出しを「(昭和六十二年における年金の額の改定の特例)」に改め、同条第一項中「第三項において」を「以下」に改め、「この項」の下に「及び第三項第一項を加え、同条第三項中「含む」の下に「第三項第三項において同じ」を加え、「同条」を「共済法第七十四条の二」に改める。

第二条の見出しを削り、同条第一項中「次項」の下に「及び第四条第二項」を、「旧共済法による年金である給付」の下に「(第四条第一項において「旧共済法による年金である給付」という)」を加え、同条第二項中「含む」の下に「第四条第二項において同じ」を加え、「同条」を「昭和六十年改正法附則第九十五条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(昭和六十三年における年金の額の改定の特例)

第三条 共済法による年金である給付については、昭和六十一年の年平均の物価指数に対する昭和六十一年の年平均の物価指数の比率を基準として、昭和六十三年四月分以後の当該年金である給付の額を改定する。

2 前項の規定による年金である給付の額の改定の措置は、政令で定める。

3 前二項の規定により年金である給付の額の改定の措置が講じられたときは、共済法第七十四条の二の規定の適用については、同条の規定による年金である給付の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

第四条 前条第一項及び第二項の規定は、旧共済法による年金である給付について準用する。

2 前項の規定により年金の額の改定の措置が講じられたときは、昭和六十年改正法附則第九十五条の規定の適用については、同条の規定による年金の額の改定の措置が講じられたものとみなす。

附則

この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

理由

地方公務員等共済組合法の年金の額について、厚生年金保険法による年金たる保険給付の額及び国民年金法による年金たる給付の額の改定に準じ、改定の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方行政委員会議録第三号中正誤

第四号中正誤

第五号中正誤

第六号中正誤